

台風19号被害に関する電話相談窓口を設置しました

0120-839-199

この度の台風19号に伴う災害の被災者のみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

長野県社会保険労務士会では、今回の台風被害で被災された事業所、県民のみなさまのご相談に応じる電話相談窓口を設置いたしました。台風被害による休業、賃金支払等労務管理に関する相談、雇用保険、事業場の休業に関する相談、保険証がないなどの医療保険の受診、人的被害に関する労災補償、年金受給など、社会保険労務士に対するご相談を無料にて受けております。

長野県社会保険労務士会事務局（Tel：0120-839-199 平日9時～17時まで）

または、お近くの社会保険労務士まで（詳しくはホームページでご案内しています。）